

第5章 裁判所によるその他の簡易な紛争解決のためのシステム

第1節 民事調停

- 1 民事調停は、民事調停法に基づいて、個別労働紛争に限らず、あらゆる民事紛争を対象として簡易裁判所で行われている。

調停主任（裁判官）と2名の調停委員の構成により組織される調停委員会によって行われ、調停委員としては、弁護士、司法書士、社会保険労務士、経営者等が選任されている。

なお、申立ての手数料は労働審判制度と同じである。

- 2 合意に達し調停が成立すると、労働審判制度における調停と同様に、裁判上の和解と同一の効力を持ち、調停が不成立の場合、労働審判制度と異なり、手続きは打ち切られる。

なお、制度上、調停に代わる決定を行うことができることとなっているが、異議申し立てがあった場合、その効力を失い、調停は成立しなかったことになり、また、労働審判と異なり、自動的な訴訟への移行もない。

- 3 なお、労働審判のように、原則的に3回以内の期日で終了することが法律で規定されたものではないが、労働分野に限らず民事調停全体で、平成18年において、審理期間3カ月以内が90.7%、調停期日1～3回が88.7%である⁵⁵。

第2節 少額訴訟

- 1 少額訴訟は、民事訴訟のうち、簡易裁判所において、個別労働紛争に限らず、訴額60万円以下の金銭の支払いを求める訴えについて、原則として1回の審理で紛争解決を図る簡易迅速な手続きである。

- 2 個別労働紛争においては、職場復帰を求めるものではなく、金銭の支払いを求めるものであり、原則1回の審理で終了するため、証拠となる書類等があり、賃金債権が明確に確定できるような場合には有効であると言われている。

第3節 仮処分

- 1 緊急な保全の必要性がある場合に、民事保全法に基づいて、簡易迅速な手続きによって、裁判所が決定する暫定的な処置を行う制度である。

⁵⁵ 最高裁判所事務総局『平成18年司法統計年報 1民事・行政編』第79表、第80表参照。

典型的なものとして、解雇された労働者が、解雇の無効を争って、従業員たる地位を有することを仮に定める（地位保全の仮処分）とともに、解雇期間の賃金の仮払いを命ずる仮処分（賃金仮払いの仮処分）を申請するケースが言われている。

2 労働審判が始まって、特に大都市部では仮処分が減少したと言われている⁵⁶。

⁵⁶前掲脚注 30 の『労働審判実践マニュアル Ver.1 補訂版』58, 59 頁。前掲脚注 30 の岸和田伸仁「労働審判制度の現状と課題」45 頁以下。

おわりに

以上のように、個別労働関係紛争の予防・解決システムについては、様々な機関により複線的に行われており、また、都道府県によっても運用も含め大きく異なっている。

個別労働紛争というのは、それぞれに様々な背景事情があり、その目指す解決方向も個人によって異なる。

したがって、個々の事情に適した対応が可能ないように様々な機関がそれぞれの特徴を活かした紛争の予防・解決のためのシステムを提供できる環境を整備しておくことが望ましいと思われる。

また、同時に、それぞれの紛争の予防・解決のためのシステムの特徴について、利用者に対して十分に周知し、利用者がそれを踏まえた選択が可能となるようにしておくことも重要であると思われる。

ただし、個別労働紛争については、予防を図っていくことが基本であり、そのためには労働関係制度の周知・徹底が何よりも重要なことであることは言うまでもない。

(主な参考文献・資料)

- ・ 小川浩一「労働相談・あっせんの進め方」季刊労働行政研究 Vol.13 (2007年)
- ・ 小川浩一「東京都の労働相談の現場から」労働調査 2002年2月号
- ・ 季刊労働法 217号 (2007年)
- ・ 君和田伸仁『スピード解説・手軽に使える労働審判制度』(東洋経済新聞社、2007年)
- ・ 君和田伸仁「労働審判制度の現状と課題」労働法学研究会報 2410号 (2007年)
- ・ 清田富士夫『労働分野の紛争解決制度早分かり・労働審判制度の解説』(労働調査会、2007年)
- ・ 清田富士夫『詳解・労働審判法』(ぎょうせい、2007年)
- ・ 経営法曹研究会報 51号 (2006年)
- ・ 経営法曹第 154号 (2007年)
- ・ 月刊労委労協第 568号 (2003年)
- ・ 厚生労働省大臣官房地方課労働紛争処理業務室編『個別労働紛争解決促進法』(労務行政研究所、2001年)
- ・ 「平成 18年度個別労働紛争解決制度施行状況」(平成 19年5月25日。厚生労働省大臣官房地方課記者発表資料)
- ・ 最高裁判所事務総局『平成 18年司法統計年報 1民事・行政編』(2007年)
- ・ 最高裁判所事務総局行政局監修『労働審判手続に関する執務資料』法曹会 (2007年)
- ・ 最高裁判所事務総局行政局「平成 18年度労働関係民事・行政事件の概況」法曹時報 59巻8号 (2007年)
- ・ ジュリスト第 1331号 (2007年)
- ・ 『労働審判制度の活用と運用 (別冊NB L 119号)』(商事法務、2007年)
- ・ 菅野和夫『労働法 (第8版)』(弘文堂、2008年)
- ・ 菅野和夫他『労働審判制度 (第2版)』(弘文堂、2007年)
- ・ 『第 62回全国労働委員会連絡協議会総会資料 (平成 19年11月)』全国労働委員会連絡協議会
- ・ 竹本英雄「都道府県における個別労働紛争処理の一考察」中央労働時報第 1053号 (2006年)
- ・ 中央労働時報第 1084号 (2008年)
- ・ 中央労働委員会事務局『労働委員会年報—平成 18年—』(2007年)
- ・ 徳住堅治「順調にスタートした労働審判制度」自由と正義 Vol.58 No.6 (2007年)
- ・ 『労働審判実践マニュアル Ver1 補訂版』(日本労働弁護団、2007年)
- ・ 野田進「あっせんのメリット・デメリット—若年労働者の職業的自信」季刊労働法 219号 (2007年)

- ・ 深田和夫「福岡県地労委における平成 13 年調整事件と個別労働紛争」中央労働時報第 1001 号（2002 年）
- ・ 本郷隆夫・増木茂「大阪府の個別労使紛争解決支援制度について」関西経協第 57 巻第 6 号（2003 年）
- ・ 村田毅之『労使紛争処理制度—新局面への軌跡—』（晃洋書房、2007 年）
- ・ 村田毅之『日本における労使紛争処理制度の現状』（晃洋書房、2008 年）
- ・ 山川隆一「労働紛争解決システムと労働委員会の役割」中央労働時報第 1031 号（2004 年）
- ・ 山川隆一「労働紛争の解決システムと解決のあり方」中央労働時報第 1064 号（2006 年）
- ・ 山口幸雄ほか『労働事件審理ノート（改訂版）』（判例タイムズ社、2007 年）
- ・ 「シンポジウム・労働審判制度の課題と展望（2007 年 9 月 28 日開催）」（連合主催）資料
- ・ 『労働裁判における和解の実際』（労働新聞社、2006 年）
- ・ 労働法律旬報 1648（2007 年）
- ・ 関係機関・団体のホームページ